

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成30年

目 次

議案第 53 号	市道路線の廃止について	5
議案第 54 号	市道路線の認定について	8
議案第 55 号	修繕請負契約の締結について	15
議案第 56 号	不動産の取得について	20
議案第 57 号	指定管理者の指定について	23
議案第 58 号	指定管理者の指定について	24
議案第 59 号	指定管理者の指定について	25
議案第 60 号	指定管理者の指定について	26
議案第 61 号	指定管理者の指定について	27
議案第 62 号	指定管理者の指定について	28
議案第 63 号	建物退去土地明渡請求訴訟の提起について	29
議案第 64 号	損害賠償請求調停事件の和解について	30
議案第 65 号	鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	33
議案第 66 号	鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の制定について	36
議案第 67 号	鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 68 号	鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 69 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 70 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第 71 号	鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 72 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例及び鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 73 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第 74 号	平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）	54
議案第 75 号	平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	59
報告第 18 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	61

議案第 53 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成30年12月 5 日提出

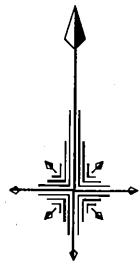
鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

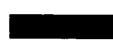
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	大 船 字谷之前	1942番	大 船 字谷之前	1944番1	0.59～ 1.81	24.86	22.62	4

案内図

図面番号 4

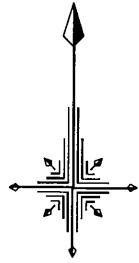


凡例



廢止箇所





公図写
図面番号 4

終点・大船字谷之前1944-1

議案第53号の 1
1945-1 //

市道057-045号線

起点·大船字谷之前1942



議案第 54 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成30年12月5日提出

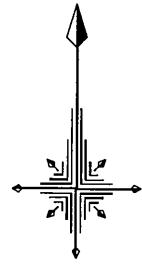
鎌倉市長 松尾 崇

認定市道路線

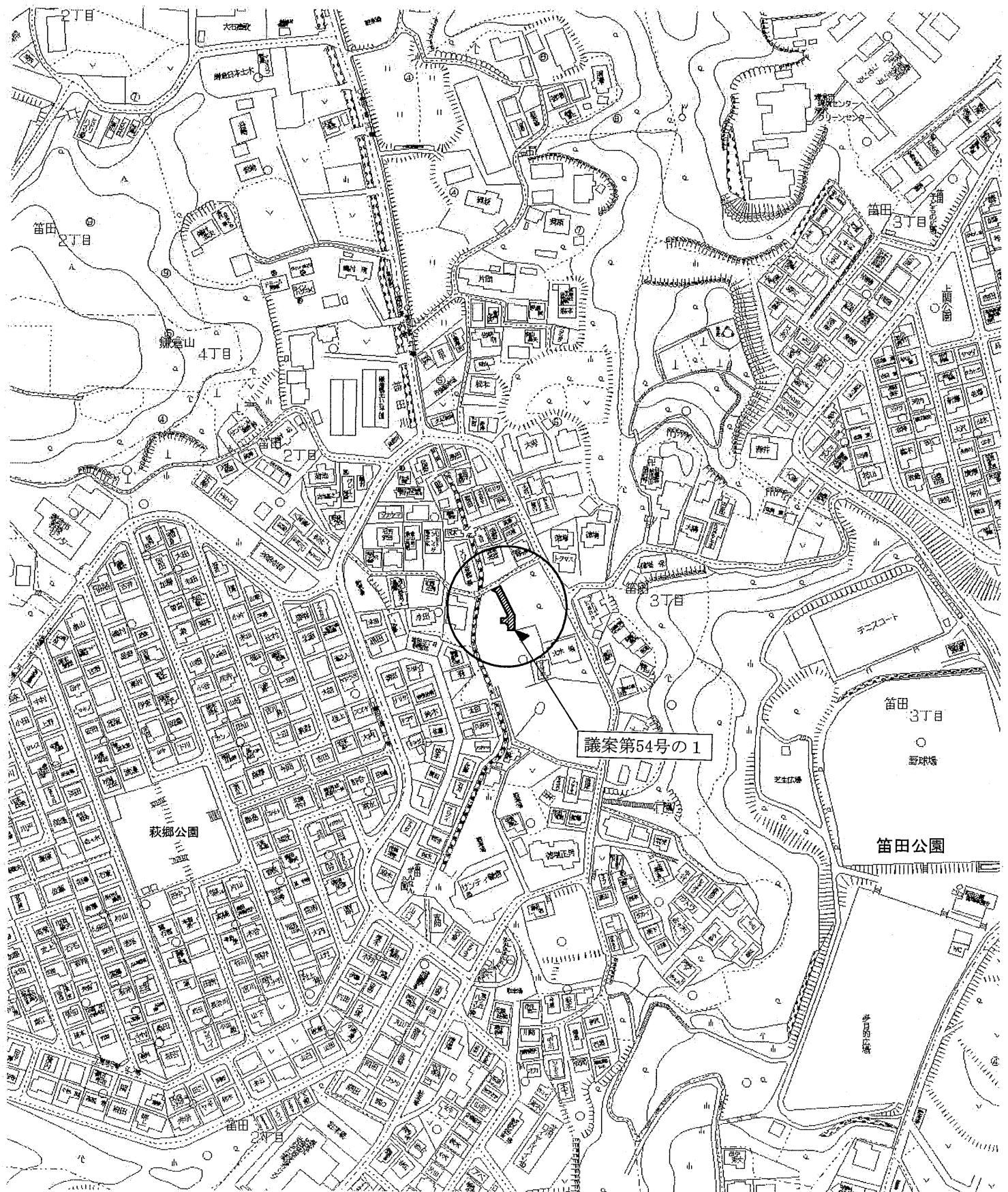
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	笛田 三丁目	997番8	笛田 三丁目	997番11	4.50～7.82	39.25	210.18	6
2	玉繩 二丁目	35番1	玉繩 二丁目	498番8	5.00～9.77	82.92	562.12	7
3	材木座 二丁目	238番3	材木座 二丁目	237番11	5.00～8.07	28.31	174.93	8

案内図

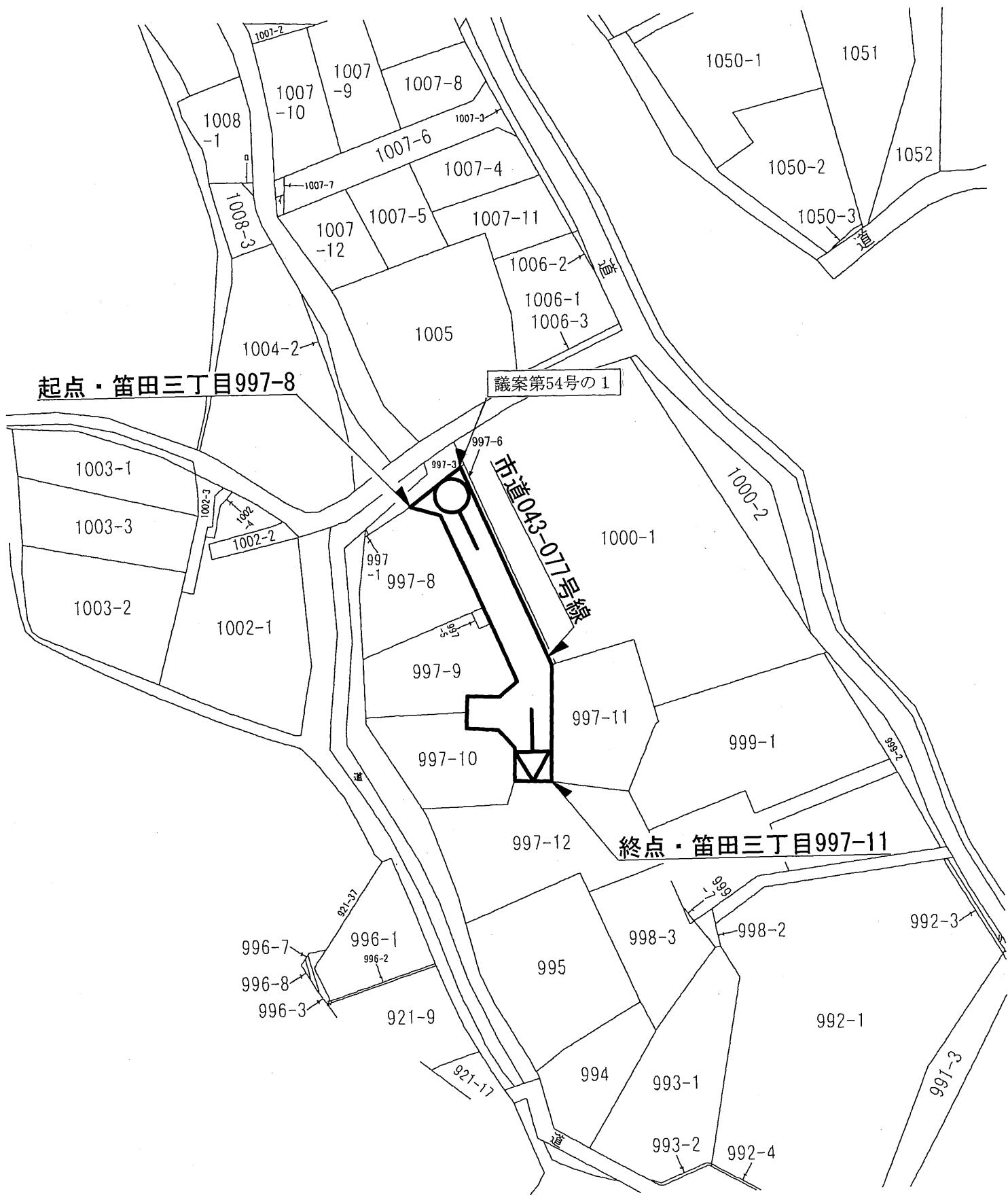
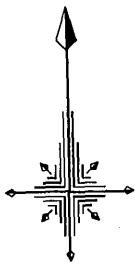
図面番号 6



凡例 ■ 認定箇所

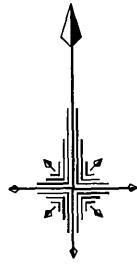


公図写
図面番号6

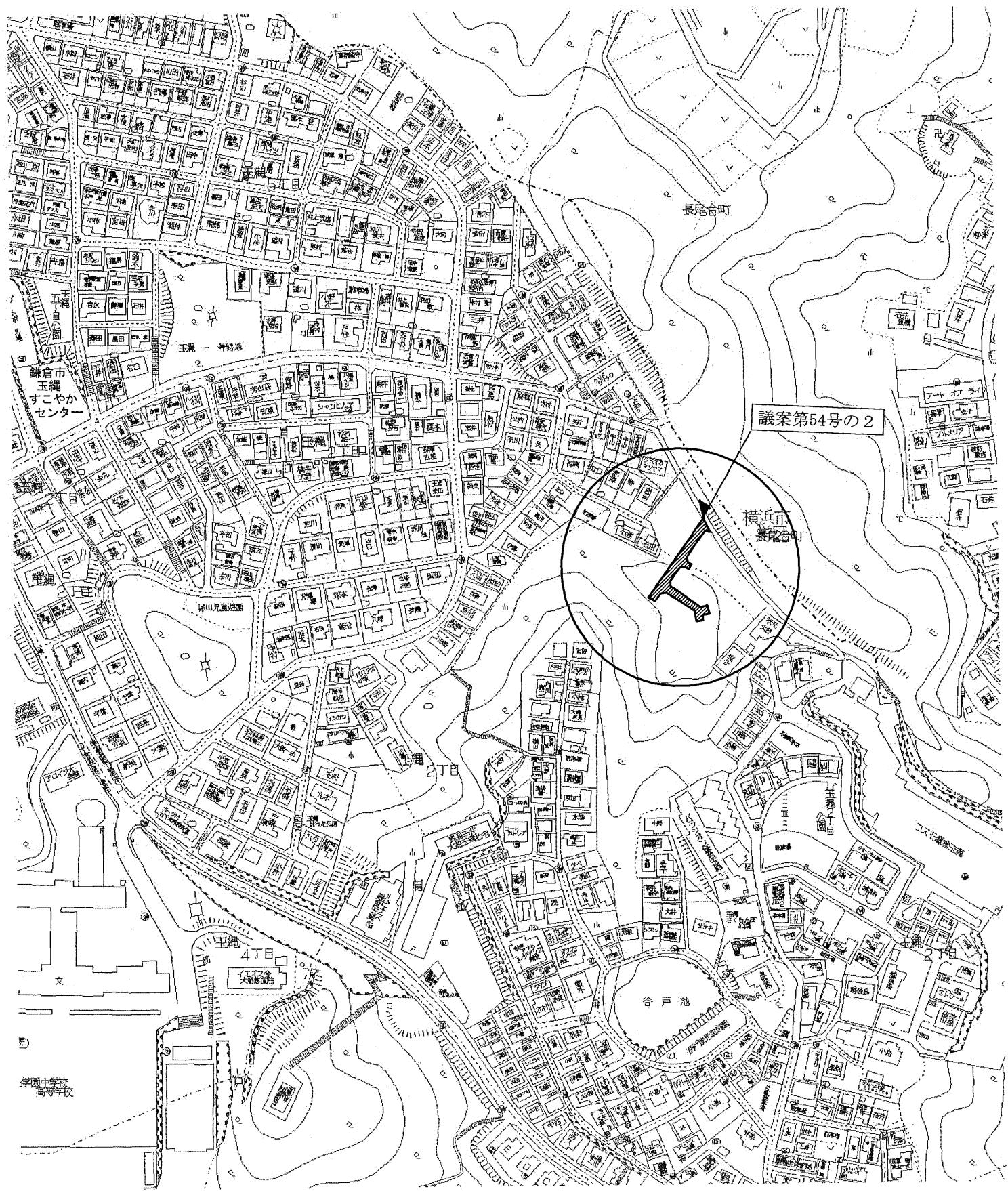


案内図

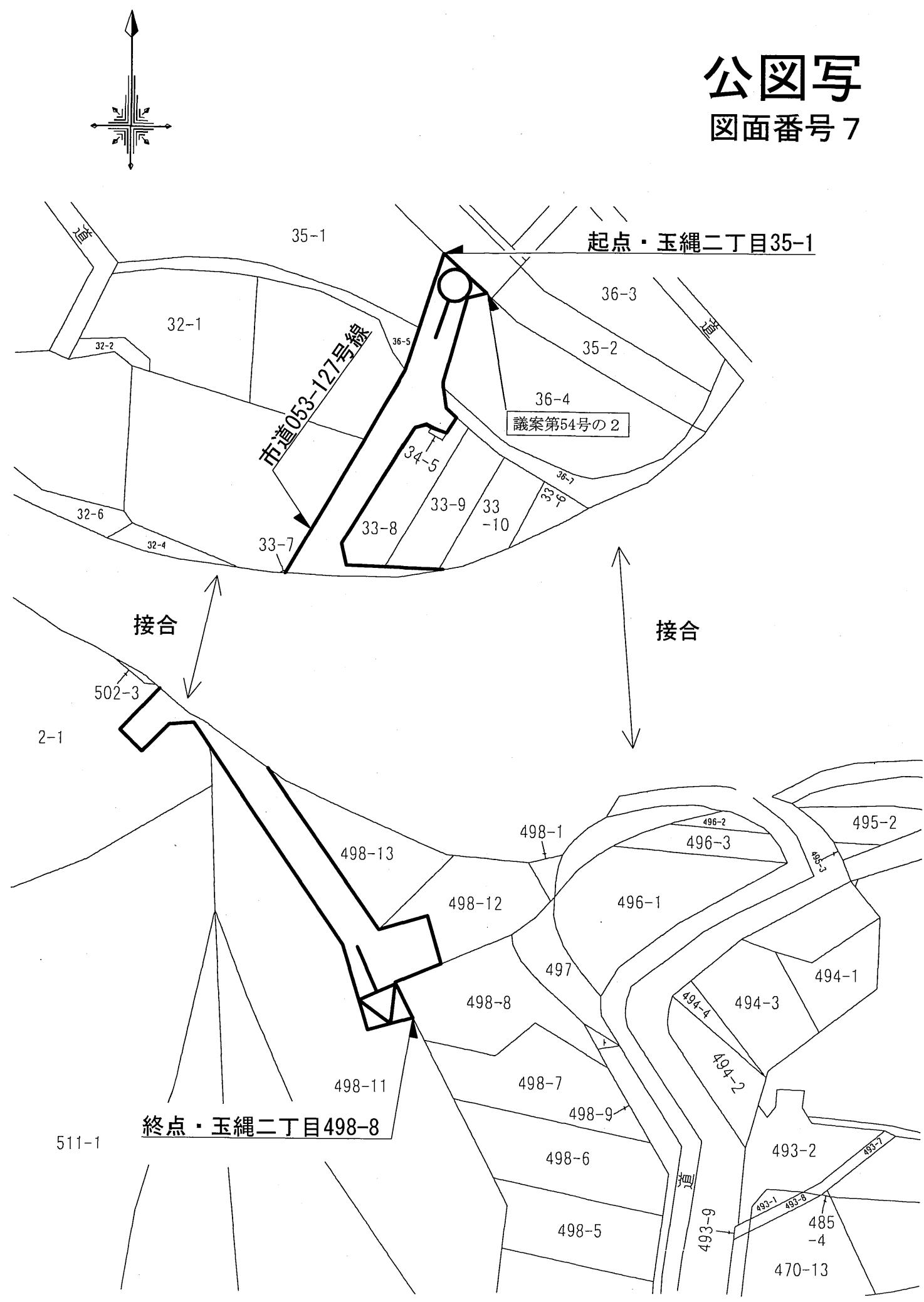
図面番号 7



凡例 ■ 認定箇所

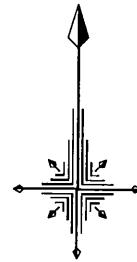


公図写
図面番号7



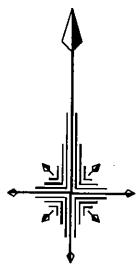
案内図

図面番号 8



凡例 ■ 認定箇所





公図写

図面番号 8

終点・材木座二丁目237-11

議案第54号の3

起点・材木座二丁目238-3

市道001-099号線

修繕請負契約の締結について

本市は、鎌倉芸術館大ホール特定天井改修修繕について、一般競争入札の方法により、次のとおり修繕請負契約を締結するものとする。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 件 名 鎌倉芸術館大ホール特定天井改修修繕

2 施 行 位 置 鎌倉市大船六丁目1番2号

3 契 約 金 額 210,492,000円

4 請 負 契 約 者 藤沢市鵠沼石上一丁目5番3号

大旭建業株式会社

代表取締役 村 上 進

「参考」

鎌倉芸術館大ホール特定天井改修修繕仮契約書

1 件 名	鎌倉芸術館大ホール特定天井改修修繕
2 契約業務	鎌倉芸術館大ホール特定天井改修修繕等一式を仕様書のとおり行う。修繕の実施については、指定された日に行うものとする。
3 契約施設	鎌倉芸術館 鎌倉市大船六丁目1番2号
4 契約金額	210,492,000円（うち消費税額及び地方消費税額15,592,000円）
5 契約期間	自 平成30年11月7日 至 平成32年1月31日

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。
この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、修繕期間については、当該通知書に記載のとおりとします。
ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。
この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。

鎌倉市を発注者とし、大旭建業株式会社を受注者とし、発注者と受注者との間において、次の事項により仮契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、上記の業務（以下「修繕業務」という。）を上記の金額で受注者に委託し、受注者は、これを受諾するものとする。

2 受注者は、発注者の指示に従って、上記の契約期間内に修繕業務を完了させなければならない。

(成果報告)

第2条 受注者は、修繕業務が完了したときは、速やかに修繕業務の成果を発注者に報告しなければならない。

(修繕料の支払)

第3条 修繕料の前金は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月鎌倉市規則第20号、以下「規則」という。）

第63条第1項によるものとする。発注者は、前金の請求を受けた後及び前条の報告を受けた後に、受注者の正当な請求により、請求を受けた日から30日以内に修繕料を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、前金及び修繕料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

(契約保証金)

第4条 規則第5条第3号により契約保証金を免除とする。

(契約期間の延長)

第5条 受注者は、天災事変その他やむを得ない事由により、契約期間内に修繕業務を完了させることができないときには、その事由を詳記して、発注者に契約期間の延長を申出ができる。この場合において、発注者はその申出を正当と認めたときは、これを承認するものとする。

(履行遅滞の損害金)

第6条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に修繕業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金の0.2%に相当する金額を受注者に対して請求することができる。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 契約の解除を申出たとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人がこの契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき契約を解除した場合において履行部分のあるときは、当該部分について相当と認められる金額を支払うものとする。
- 3 第1項の規定による契約解除は、前条による違約金の請求を妨げないものとする。

(損害賠償責任)

第8条 受注者は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が修繕業務の実施に際し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第7条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(かし担保責任)

第9条 受注者は、修繕業務が完了した目的物のかしについて、担保の責を負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責を負わないものとする。

- 2 前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。
- (1) かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、修繕業務完了のときから1箇年とする。
 - (2) 前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見したときから1箇年とする。
- 3 発注者は、前項に定める期間内において、かしのある修繕業務の目的物について、受注者に対し相当の期限を定めて補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 発注者は、第2項に定める期間内において、修繕業務を完了した目的物についてかしを発見した場合には、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(一括再委託の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、この契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(相手方に対する通知の発効時期)

第12条 発注者から受注者に対する文書による通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書による通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(契約の内容変更等)

第13条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくは契約を解除することができる。

(公開の禁止)

第14条 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(當時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、修繕料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、規則の定めるところによる他、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成30年11月7日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 藤沢市鵠沼石上一丁目5番3号
大旭建業株式会社
代表取締役 村上 進

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年12月5日提出

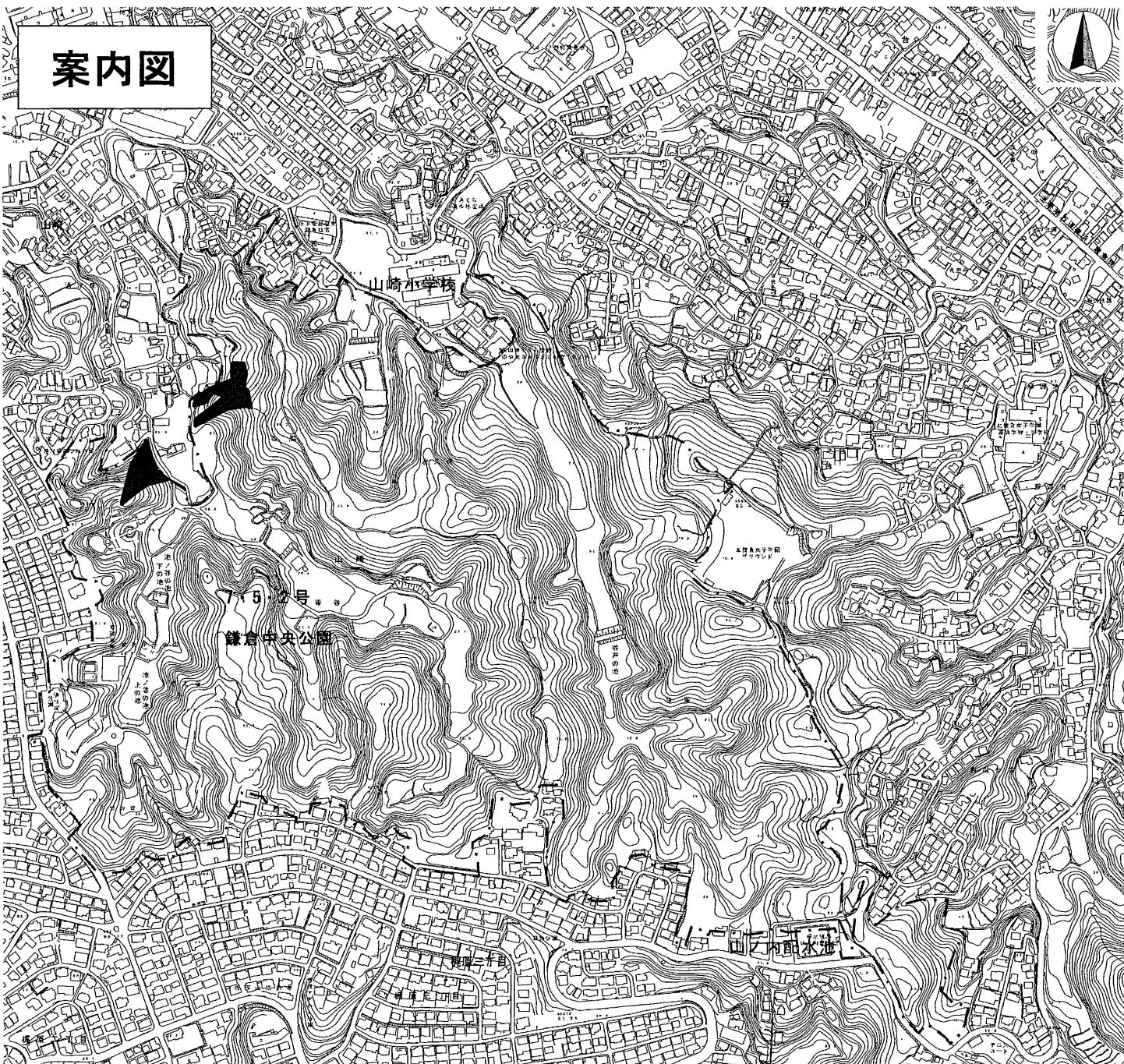
鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字清水塚1587番1	山林	1,067.00m ²	1,067.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1836番	山林	33.00m ²	33.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1838番	畠	119.00m ²	119.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1839番	畠	690.00m ²	690.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1889番	山林	403.00m ²	403.00m ²
合計		2,312.00m ² (約700.6坪)	2,312.00m ² (約700.6坪)

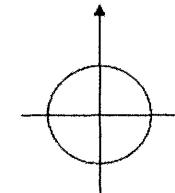
2 取得価格 39,161,700円

3 所有者



都市計画決定区域

地番図



凡 例

■ 都市計画決定区域（都市計画公園）

指定管理者の指定について

鎌倉市鎌木清方記念美術館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市鎌木清方記念美術館

2 指定管理者となる団体

鎌倉市長谷一丁目 5 番 3 号

公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団

理事長 森 田 晃 輔

3 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市民活動センター

大船市民活動センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越五丁目16番12号

特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター運営会議

理事長 平 塚 優

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市子どもの家及び鎌倉市放課後子どもひろばの指定管理者を
次のとおり指定するものとする。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市しちりがはま子どもの家「なみのね」

鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」

鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」

放課後子どもひろば しちりがはま

放課後子どもひろば ふじづか

放課後子どもひろば おおふな

2 指定管理者となる団体

神奈川県横浜市西区高島二丁目14番17号

株式会社 理究キッズ

代表取締役 米 田 正 人

3 指定の期間

平成31年10月 1 日から平成34年 3 月 31 日まで

議案第 60 号

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

笛田公園

2 指定管理者となる団体

鎌倉市上町屋558番地

三菱電機ライフサービス株式会社 湘南支社

取締役 支社長 長 田 浩 一

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉海浜公園、源氏山公園、散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、
六国見山森林公園、夫婦池公園、岩瀬下関防災公園、笛田一丁
目公園及び街区公園

2 指定管理者となる団体

鎌倉市山崎1667番地
公益財団法人 鎌倉市公園協会
理事長 小山内 州一

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉広町緑地

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越1560番地 8

鎌倉広町パートナーズ

共同事業体代表者

特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会

理事長 平 岩 由 夫

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第 63 号

建物退去土地明渡請求訴訟の提起について

建物退去土地明渡請求訴訟の提起につき、次のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告 鎌倉市小町二丁目10番20号

有限会社 魚浦商店

2 訴訟提起の理由

小町二丁目1番地7に隣接する鎌倉市が所有及び管理している水路等について、建築物により不法占有されているが、未だ建物退去がなされないことから、建物占有者に対し、建物退去土地明渡請求訴訟を提起するものである。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第 64 号

損害賠償請求調停事件の和解について

申立人宗教法人建長寺と相手方鎌倉市との間で調停中の鎌倉簡易裁判所平成30年（ノ）第13号損害賠償請求調停事件につき、次のように和解について議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 当事者

申立人 宗教法人建長寺

代表者 代表役員 吉田 正道

相手方 鎌倉市

2 和解の要旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、解決金として100万円を支払う。
- (2) 相手方は、上記(1)の解決金を平成31年2月末日までに申立人が指定する方法で支払う。
- (3) 相手方が上記(2)の金員の支払いを怠ったときには、相手方は、申立人に対し、上記(1)の解決金の残金とその残金に対する支払日の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払う。

3 事件の概要

平成26年1月20日、神奈川県鎌倉市山ノ内8番地所在の申立人

境内地において、相手方（鎌倉市）が文化財防火運動のため消防訓練を行い、その際、大船消防署の消防車両が申立人境内の道路を陥没させて破損したもの。

この対応において、相手方で加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会と申立人との間で示談交渉を行なっていたが、破損区域の捉え方に相違があることから、損害金額において乖離が生じ、申立人が平成30年3月9日付、鎌倉簡易裁判所へ民事調停を申し立てたものである。

その後、双方の代理人により4回の調停を経て、裁判所からの次項の調停案を受け、これを双方が受け入れるものである。

「参考」

調停条項（案）

- 1 相手方は、申立人に対し、本件解決金として100万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、平成31年2月末日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 相手方が前項の金員の支払を怠ったときは、相手方は、申立人に対し、第1項の金員から既払分を控除した残金に対する平成31年3月1日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 5 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 調停費用は、各自の負担とする。

議案第 65 号

鎌倉市下水道事業の設置等に
関する条例の制定について

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市下水道事業に地方公営企業法を適用するため、地方公営企業法の規定に基づき公共下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づき、公共下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道事業の設置)

第2条 本市における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の区域、計画人口及び計画汚水量は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画によるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件の面積が5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(職員の賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(3) 支出負担行為に関する確認の事務

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第8条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

(2) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るもの（以下この号において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）を除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの（以下この号において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）を除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(3) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31までの業務の状況を説明する書類を同年5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概算及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 66 号

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想
検討委員会条例の制定について

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例を次のように定める。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市にふさわしい博物館の基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に關係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

公職選挙法の一部改正に伴い、頒布できる市議会議員選挙の選挙
運動用ビラの公費負担について定めるものである。

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鎌倉市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「鎌倉市長の選挙における」を削り、「16,000枚を超える場合には、16,000枚」を「選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」に改める。

第8条中「16,000枚以内」を「、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 68 号

鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、配偶者控除等の見直し、法人市民税法人税割の税率の引下げ及び軽自動車税環境性能割の創設について、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第50条の2」に改める。

第15条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第16条及び第18条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第22条第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第442条の2第1項」を「第443条第1項」に改め、「軽自動車税について」を削り、「、軽自動車税」を「、種別割」に改める。

第45条（見出しを含む。）、第46条（見出しを含む。）及び第47条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第48条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項及び第2項中「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第3項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第49条第2項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「第442条の2第3項ただし書」を「第443条第3項ただし書」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第50条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

(環境性能割の減免)

第50条の2 市長は、前条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続きその他必要な事項については、規則で定める。

第63条第1項第5号中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 環境性能割の納税義務者が法第454条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合
付則第22項を付則第23項とし、付則第21項を付則第22項とし、付則第20項中「付則第13項」を「付則第15項」に改め、同項を付則第21項とし、付則第19項中「付則第12項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第20項とし、付則第18項中「付則第11項」を「付則第13項」に改め、同項を付則第19項とし、付則第17項を削り、付則第16項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を付則第18項とし、付則第15項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を付則第17項とし、付則第14項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を付則第16項とし、付則第13項を付則第15項とし、付則第12項を付則第14項とし、付則第11項の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を付則第13項とし、付則第10項の次に次の2項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

11 市長は、当分の間、第50条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

12 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割は課さない。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（平成27年3月条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中第16条及び第18条第1号の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中、第16条及び第18条第1号の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前

の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中第21条並びに第22条第1項第1号及び第2号の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分及び第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(企業立地等促進条例の一部改正)

- 6 鎌倉市企業立地等促進条例（平成29年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の6.05」を「100分の4.2」に、「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に、「6.05分の1.2」を「4.2分の1.2」に、「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に、「6.05分の0.6」を「4.2分の0.6」に改める。

議案第 69 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を期間の満了に伴い削除するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人鼎の会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市梶原子ども会館を閉館するものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市桿原子ども会館の項を削る。

別表鎌倉市桿原子ども会館の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 71 号

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正す
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

鎌倉市おなり子どもの家「こばと」の位置を改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例（平成30年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち別表第1の改正規定中「同 御成町18番10号」を「同 御成町18番35号」に、「」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館
条例の一部を改正する条例及び鎌倉市放課後子どもひ
ろば条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部
を改正する条例及び鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正す
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後子どもひろば おなりの位置を改めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例及び鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(放課後子どもひろば条例及び子ども会館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市放課後子どもひろば条例及び鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例（平成30年3月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち別表の改正規定中「御成町18番35号」を「御成町18番10号」に改める。

(放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例（平成30年7月条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「御成町18番35号」を「御成町18番10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、市町村民税所
得割合算額の新たな算定方法が規定されたことを受け、市町村民税
所得割額の算定に関する必要な事項を定めるものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表備考に次のように加える。

3 政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額を算定する場合であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、同号の所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表中備考5を備考6とし、備考4中「政令第4条第2項第2号に規定する」を削り、同備考を同表備考5とし、同表備考3中「同条第2項第2号に規定する」を削り、同備考を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）を算定する場合であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、同号の所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、適用日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料について適用し、適用日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料は、なお従前の例による。

議案第 74 号

平成30年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,608千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,332,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」によ
る。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
55 国庫支出金		7,277,199	8,665	7,285,864
	10 国庫補助金	1,449,015	6,202	1,455,217
	15 委託金	30,609	2,463	33,072
80 繰越金		697,035	54,943	751,978
	5 繰越金	697,035	54,943	751,978
85 諸収入		2,203,276	1,000	2,204,276
	25 雜入	502,887	1,000	503,887
歳 入 合 計		60,268,303	64,608	60,332,911

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 民生費		24,054,932	24,809	24,079,741
	5 社会福祉費	12,044,049	2,463	12,046,512
	10 児童福祉費	9,791,789	22,346	9,814,135
45 土木費		7,847,394	5,987	7,853,381
	5 土木管理費	1,495,347	5,987	1,501,334
50 消防費		2,601,037	3,966	2,605,003
	5 消防費	2,601,037	3,966	2,605,003
55 教育費		5,580,036	29,846	5,609,882
	10 小学校費	1,177,940	3,769	1,181,709
	20 社会教育費	1,685,644	9,180	1,694,824
	25 保健体育費	376,193	16,897	393,090
歳 出 合 計		60,268,303	64,608	60,332,911

第2表 繼越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民 生 費	10 児童福祉費	(仮称)おなり子どもの家等 実施設計修正業務委託事業	千円 10,703
45 土 木 費	20 都市計画費	(仮称)淨明寺五丁目広場整備事業	29,086
55 教 育 費	20 社会教育費	史跡鶴岡八幡宮境内 斜面崩落対策事業	9,180
55 教 育 費	25 保健体育費	鎌倉海滨公園危険事業 ブルック隣修繕事業	16,897

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市市民活動センター 管 理 運 営 事 業 費	平成 30 年度 から 平成 33 年度 まで	千円 39,059
放課後子どもひろば しちりがはま外 5 施設 管 理 運 営 事 業 費	平成 30 年度 から 平成 33 年度 まで	269,679
海 水 浴 場 監 視 所 ・ 仮設トイレ等設置事業費	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	17,064
道 路 維 持 修 繕 事 業 費 (市 道 047-000 号 線)	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	48,557
道 路 維 持 修 繕 事 業 費 (市 道 068-000 号 線 外)	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	31,806
道 路 維 持 修 繕 事 業 費 (市 道 201-016 号 線 外)	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	42,747
鎌倉広町緑地管理運営事業費	平成 30 年度 から 平成 35 年度 まで	138,020
都 市 公 園 (笹 田 公 園) 管 理 運 営 事 業 費	平成 30 年度 から 平成 35 年度 まで	123,030
都 市 公 園 (笹 田 公 園 及 び 鎌倉広町緑地を除く) 管 理 運 営 事 業 費	平成 30 年度 から 平成 35 年度 まで	1,077,785
鎌倉市鎌木清方記念美術館 管 理 運 営 事 業 費	平成 30 年度 から 平成 35 年度 まで	233,380

議案第 75 号

平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業 (小袋谷川右岸排水区)	千円 86,400

報告第 18 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成30年10月1日、鎌倉市雪ノ下四丁目2番11号で発生した道路
管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとお
り専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 損害賠償の額 344,520円

2 損害賠償の相手方 東京都港区浜松町二丁目2番15号
合同会社 Ocean's Breeze
代表社員 吉坂 具己

3 処分の日 平成30年11月15日